

公共建築ベンチマーク研究会設置要領

1. 定義

公共建築ベンチマーク研究会設置要領(以下「設置要領」という。)は、公共建築ベンチマーク研究会(以下「本研究会」という。)の目的、設置、構成、活動、運営等について定める。

2. 目的

現在、地方自治体では厳しい財政状況の中、公共建築の維持、運用にかかる費用の削減に迫られており、施設総量の圧縮とともに合理的な維持、運用を行うことが求められている。施設の合理的な維持、運用を行うためには、条件が類似する組織の中で最も良い実践を行っている組織の実践(ベスト・プラクティス)と自らの実践を比較評価し、最良の実践方法を自らの組織に取り入れる改善活動であるベンチマークが有効である。このようなベンチマークを地方自治体が行うことを支援するため、地方自治体が参加するベンチマーク研究の場を設ける。

3. 設置

ベンチマーク研究会は、一般財団法人建築保全センターが設置する。

4. 構成

- 1) 本研究会の会員は、国、独立行政法人、地方自治体と、大学等の研究機関のうち参加を希望し、本会代表の承認を得た者とする。別途会員規約を定める。
- 2) 本研究会には一般財団法人建築保全センター理事長が選任する代表(以下「代表」という。)1名を置く。代表は本研究会の運営のため若干名の幹事を選任することができる。

5. 活動

ベンチマーク研究会は以下の掲げる活動を行う。これらの活動に当たっては、インターネット等の手段も活用する。

- 1) 公共建築のベンチマークの効果的手法の開発
- 2) 公共建築のベンチマークを効果的に実践するための環境整備に関する研究
- 3) 公共建築のベンチマークの試行
- 4) 公共建築ベンチマークの普及
- 5) その他ベンチマーク研究会の目的を達成するために必要な活動

6. 運営費用等

一般財団法人建築保全センターは、本研究会の運営に要する費用を負担する。ただし、研究会に参加する会員の交通費、会員がデータを収集するために要する費用等は会員の負担とする。

7. 入退会

入会は加入申込書を提出し代表の承認を得て行う。退会は退会届を代表が受領することをもって承認する。

8. その他

本研究会の庶務は一般財団法人建築保全センターが行う。

附則 本設置要領は、平成24年4月1日から適用する。